小作爭議調査表

No. 80

（月報番號第 44 號）

（昭和九年六月分）

場所：八幡市大蔵河内字奥田

關係人員：地主 中村種次郎／小作人 奥野休太郎

地主關係團体：九州不動産管理株式会社

原因：地主は自作の目的を以て土地返還を要求したるも小作人は生活の脅威なりとしてこれに應ぜざるに因る．

發生：昭和九年三月二三日

終熄：昭和〃年六月二六日

關係地種類面積：田 三反七畝歩

小作人關係團体：

要求事項：土地返還要求

經過：三月二十三日前記株式会社は弁護士斎藤孝一郎を代理人として小倉区裁判所に土地返還方の~~小作調停申請~~訴訟を提起す．四月十八日小作人は裁判所に小作調停を申請す．五月二十三日第一回委員会開催、六月二十六日第二回を開催、調停官の斡旋により下記條件にて解決す．

結果：
一、小作人は本年秋作收穫後土地を返還すること
二、地主は昭和四年以降の小作料未納額九俵半を免除し且つ昭和九年度小作料を七俵に減額
三、小作人は地主の訴訟費用十五円を本年七月十五日迄地主に支払ふこと

財團法人協調會福岡出張所

結果：
一、本件土地は本年六月より昭和十一年六月三十日迄無料にて小作せしむること
二、小作人は地主方に対し期限到来と同時に（其際耕作物ある場合は除去し）異議なく返還すること
三、小作人は地主方の土地を如何なる理由あるも第三者に転貸せざること
若し転貸したる場合は小作人は地主方に対し無條件にて直ちに返還すること

備考：